

議案第 57 号

三田市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 30 年 6 月 7 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

三田市福祉医療費の助成に関する条例（平成4年三田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

（市町村民税の額の算定の特例）

- 3 第3条第1項第2号中「地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第6項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）」は、第3条第1項第2号に定める者が、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度の前年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前々年度）の1月1日において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有した場合（地方税法第737条の2第1項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有したとみなされる場合を含む。）にあつては、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定するものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三田市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以降に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。